

# 《納税についてのお知らせ》

～納付の期限が延長されました～

## 納付の期限【現金納付・電子納税 (ダイレクト納付を含む)の場合】

所得税及び  
復興特別所得税

消費税及び  
地方消費税  
(個人事業者)

・ 贈与税

いずれも **4月16日(木)**

- ◎ 申告書の提出後に、納付書等の送付によるお知らせはありません。
- ◎ 現金納付する際は、納税に使用する納付書を税務署又は金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口で入手するか、QRコードを利用したコンビニ納付により納期限までに納付してください。
- ◎ 期日を指定してダイレクト納付を行う場合は、所得税・贈与税については3月16日（月）、個人事業者の消費税については3月31日（火）までの期日しか指定できませんので、この期日以降にダイレクト納付を利用する際は「即時納付」をご利用ください。
- ◎ 納期限までに納付されないと、期限の翌日からの延滞税を納付しなければならない場合があります。

## 振替日【振替納税の場合】

所得税及び  
復興特別所得税 : **5月15日(金)**

消費税及び  
地方消費税  
(個人事業者) : **5月19日(火)**

- ◎ 新たに振替納税をご利用される方、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった方又はご利用の金融機関を変更される方は、納期限までに管轄税務署に「預貯金口座振替依頼書」をご提出ください。
- ◎ 残高不足などの理由により、預貯金口座から引落しできまないと、4月17日からの延滞税を納付しなければならない場合があります。